


令和6年度
事業計画書

 社会福祉法人

沼田市社会福祉協議会



《基本方針》

少子・高齢化や核家族化の進行、未だに猛威を振るう新型コロナウイルス、社会情勢の変動により、人々の活動や交流、就業・雇用情勢に大きな変化をもたらし、生活困窮者の急増のほか、住民の社会参加、交流活動やボランティア活動、地域での支え合い・見守り活動にも大きな影響を及ぼしている中、今後は、アフターコロナとしての取組や誰一人として取り残すことのない積極的な取組が必要となってきます。

改めて地域の課題を明確にすることにより、課題解決に向けた今後の取組を示し地域福祉推進の羅針盤として、「ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり」を基本理念とした、第5次沼田市地域福祉活動計画を策定し、社会情勢の変化や地域ニーズ等を注視しながら、果たすべき地域福祉の役割を示すとともに、多様かつ複合的な課題に対し相談体制の拡充を図り、関係機関と連携し「包括的支援体制の強化」に努めてまいります。

令和6年に入り南海トラフ地震が発生する確率も依然として高く、切迫性が高い状態が続いています。大規模災害の備えが高まる中、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練や災害時の事業継続や早期復旧を図るための事業継続計画（BCP）の進行管理を定期的に行うとともに、日常においてもボランティアセンター事業を充実させ、多様なボランティアの育成と活用を引き続き進めていきます。

介護保険事業等の在宅福祉サービスについては、収入増加の取組と加算による収入増加、経費削減を引き続き行っていくとともに、職員の資質向上に向けて研修や資格取得を促すことで、ソフト面を向上させていきます。

さらに、本会の事業所継続に向けて、採算の取れない運営状況が続いていることから、今後の運営方針についても検証を行います。

地域福祉推進事業は、社協会費や寄付金等の自主財源により支えられていることから、社会福祉活動への理解と有効活用について積極的に情報発信し、自主財源の確保に努めてまいります。

本会は社協が果たす役割及び使命を改めて認識し、より経営基盤の強化を図るとともに、地域に根ざした事業に力を集中し、地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域福祉活動を推進します。

《SDGsへの取組方針》

SDGsとは、国際連合が掲げる、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、「誰一人取り残さない」という理念は、地域共生社会の構築を目指す本会の考え方とも共通しています。

本会では、国が進めている「地域共生社会」の推進と、国際的に進められている、「SDGs」の取組を包含し、地域住民及び福祉団体・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる仕組みの構築を目指します。



《法人経営・基盤強化》

社会福祉法第109条に規定される公益性の高い民間福祉団体として、その使命を実現するために基盤強化と健全な運営を図ります。

働き方改革に基づき、職員が働きやすい職場環境の創出、職場の環境整備、メンタルヘルスへの対応と充実を図り、働きがいのある職場を目指します。

また、クールビズやウォームビズなどによる光熱水費の節約、ペーパーレス化などによるリデュースの推進、紙資源のリサイクル推進等を通じて環境に配慮した取組を進めます。

1 理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会の実施

○社会福祉協議会の運営を担う標記会議を適正に実施し、健全な法人運営を図る。

2 予算の適正かつ効果的な執行及び経費削減の実施

○社協の主な財源が公的な補助金や助成金、会費や寄付金であることから、適正な予算執行と可視化に努める。

○経営状況が厳しい中、事業ごとに経費削減に向けた具体策を職員全員で取り組む。

3 適正な人事管理と労務管理の強化

○国が推進する働き方改革関係法令の制定・改正を的確及び迅速に捉えて、社会保険労務士等の指導のもと適正な規程の整備に努める。

○SDS（自己啓発援助制度）を推進し、キャリアパスの構築、職員の地域福祉の専門性を図る。

○人事考課制度の構築と適正な運用を図る。

4 専門委員会の実施

○必要に応じ、専門委員会を開催し、課題についての検討を行う。

5 業務運営機能の強化

○各係、各事業所の職員で構成するチーム体制を積極的に構築し、各種事業の見直しと効率的な事業遂行を図る。

○職員提案制度を活用し、各職員のまちづくりへの参加意識の高揚や業務運営の効率化並びに福祉サービスの向上を図る。

○各係、各事業所管理者等で構成する施設長等連絡会議を定期的で開催し、経営状況から見る課題の抽出、地域の課題やニーズの抽出を行い、業務内容の見直し及び地域の状況に合った活動を進める。

○第5次沼田市地域福祉活動計画において、地域福祉の施策が計画どおり推進されているか、定期的な評価と見直しを行う。

○行政所管課（社会福祉課・介護高齢課）との連携を強化するとともに、定期的な情報交換の場を設ける。また、民生委員・児童委員や社会福祉施設連絡会等の関係団体との連携を強化する。

6 職員の資質向上に向けた支援

○社会福祉の課題解決や福祉サービス向上を目的とした職員研修を実施することにより、職員の資質向上を目指す。

○本会の事業推進に有用な資格や免許について、積極的に資格取得を促し、経費の支援を行うことで、職員の資格取得に対する意欲の高揚と資質の向上を図り、円滑な事業の運営を図る。

7 社会福祉大会の実施

- 社会福祉への理解と地域福祉を積極的に推進するための啓発活動の一つとして社会福祉大会を開催し、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々に対し、顕彰と感謝の意を表するとともに、社会福祉の課題解決に向けた意識の共有を図る機会とする。

8 自主財源の確保（会員の募集と善意銀行の運営）

- 本会の自主財源となる会員の募集を行い、住民参加の一つとして広く市民に周知することで地域福祉活動への理解と協力に努める。また一般会員とは別に個人や施設、団体や企業を対象とした賛助会員及び特別会員の加入促進を図るとともに、会費のキャッシュレス化の検討及び推進を図る。
- 地域住民から寄せられた金品を受け付け、それらの用途について善意銀行運営委員会において検討した上で、地域の活動の財源に充てる。また寄付金のキャッシュレス化の検討及び推進を図る。
- 民間補助事業の積極的な活用と地域課題解決のための「ファンドレイジング」の活用に向けた検討及び推進を図る。

《基本目標1 ふれ合いのまちづくり》

1 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンター機能の強化

- ボランティアコーディネイト業務を中心にボランティア活動の支援、情報提供等を行い、沼田市におけるボランティア活動の拠点として沼田市ボランティアセンターの充実と機能強化を図る。

(2) ボランティア及びNPOの交流やネットワーク化の推進

- ボランティア及びNPOのネットワークの構築を進め、団体のPR活動や個人・団体間の交流を図るため、各種講座や研修会、交流会を開催する。

(3) 人材の確保と意識啓発

- ボランティア活動保険の活用を通じ、安心して活動ができる環境を整備するとともに、ボランティア活動保険の加入促進に努める。
- ボランティア活動のきっかけをつくる基礎的事業として、ボランティアやNPOに携わる専門的な人材の育成推進、各種講座やセミナー等によるボランティア及び市民活動の意識啓発事業を実施する。

① 傾聴ボランティア養成講習会

② 収集ボランティア活動（ちょこっとボランティア）の通年実施

③ 技術ボランティア養成講習会（沼田市受託事業）

1) 点訳ボランティア養成講習会

2) 音訳ボランティア養成講習会

3) 手話奉仕員養成講習会

(4) 福祉教育・福祉体験学習の推進

- 小・中学校や高校の福祉教育の一環として、福祉について理解を深めるため、高齢者や障がいのある方への支援の方法を学習する機会を提供する。
- 学校との連携により、学習内容に合わせた講師の派遣、体験学習を進めていくとともに、創意工夫を凝らした学習プログラムの研究を進める。

- 学校での福祉体験学習を円滑に進めていくために、地域と学校をつなぐボランティアを養成する福祉教育サポーター養成講習会を計画的に開催し、資質向上に努める。
- 福祉教育サポーターとしてボランティア登録を推進し、技術向上のためフォローアップ研修を実施する。

2 地域福祉推進のための理解促進

(1) 広報・啓発活動

- 広報紙「社協ぬまた」を発行し、本会の各事業や関係事業所の活動状況並びに福祉・ボランティア活動などの情報を広く市民に周知し、福祉意識の向上を図る。

発行：年3回（7月・12月・3月）

1回あたり21,000部 全戸及び関係施設へ配布

- マスコットキャラクターを有効的・効率的に活用、また市内外に広く周知し、社協のPRを図る。

(2) 社協ホームページによる情報発信

- 本会のホームページに各種事業、イベントの開催案内等を掲載し、市内・市外を問わず多くの住民や若い世代に福祉活動に関心を持っていただけるような広報活動を行う。

- ホームページ内容の充実を図るとともに、いつでも新しい情報を入手・閲覧できるよう最新情報を発信し、効果的な運用を図る。

(3) SNSを活用した情報発信

- 現在運用している「LINE」や「Facebook」については、ホームページで紹介できないような事業をリアルタイムで情報発信できるよう、効果的な運用を目指す。

- 今般のインターネット社会に対応するため、「Instagram」や「TikTok」、「X（旧Twitter）」の効果的な活用を目指す。

3 福祉バザーの実施

- 各家庭で眠っている未使用の品物や農産物を提供いただき、販売した売上金によって地域福祉事業の充実を図る。

《基本目標2 支え合いのまちづくり》

1 地域のつながり・支え合いの構築

(1) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

- 民生委員・児童委員、老人クラブ、各サロンの担い手等と協力し、地域の高齢者や障がい者、親子の見守りなど、小地域における住民福祉活動の拡充、仕組みづくりに努める。

- サロン運営者の質の向上を図るとともに、各サロンが自立的な運営ができるよう関係機関との連携や調整、サロン運営者の支援、養成、研修会などを定期的に行う。

- サロン未実施地区への働きかけを行い、多世代が交流できるコミュニティサロン等居場所づくりを構築する。

(2) 生活支援体制整備事業（沼田市受託事業/令和6年度から新規）

- 「お互いさまのまちづくり事業」として中学校区ごとに生活支援コーディネーター

を配置し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活を継続していくために、住民主体の助け合い活動が推進されるよう、関係機関との連携を推進する。また、多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、各地区のコーディネーターと協力し、住み慣れたまちで生活していけるよう地域づくりを推進する。

- ① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
 - ア 本所に第1層生活支援コーディネーターを配置
 - イ 白沢、利根、多那中学校区に第2層生活支援コーディネーターを配置
- ② 生活支援・介護予防サービス提供体制の構築
 - ア 地域の課題抽出と解決に向けた取組支援
 - イ 担い手の養成と地域資源の開発
 - ウ 関係者間の情報共有やサービス提供主体とのネットワークの構築
 - エ 地域の支援ニーズと地域活動のマッチング
- ③ 高齢者の社会参加による介護予防と地域づくりの推進
 - ア 第1層・第2層協議体の開催支援と住民主体の活動促進
 - イ 高齢者の社会参加を通じたフレイル予防の推進

(3) 重層的支援体制整備事業への協力

○沼田市と連携しながら、重層的支援体制を構築するため、移行準備期間（令和6年度）において次の業務を実施

- ①市役所内ワーキング会議への参加
- ②既存の相談窓口での相談内容の整理と課題の把握

(4) 地域力の強化

○地域に住む住民が、主体的に地域生活課題を把握し、解決できる力を育むことを目的に、地域福祉ニーズに対して社会資源の開発、連携を図り、地域貢献活動が行われるよう地域のネットワーク化を推進する。

○沼田市社会福祉施設連絡会を通じて、地域課題の共有及び解決に向けて、定期的な情報交換を実施する。また情報の共有を図り、ネットワークのより一層の連携と強化を目指す。

2 地域における見守り支援

(1) 見守り体制の推進

○地域住民同士が日頃の生活の中で自然と見守り、支え合う行政区を単位とした小地域での見守り活動を推進する。

○見守り活動との連携を行い、地域に潜在するニーズの早期発見・早期対応を行うとともに、地域住民と問題解決に向けて取り組める体制づくりを目指す。

3 相談機能の充実の強化

(1) ふれあい総合相談

○ふれあい総合相談員による生活上の困りごとに関する相談の実施

(2) 弁護士による無料法律相談

○群馬弁護士会からの派遣による、無料法律相談の実施

(3) ふれあい総合相談員活動の充実

○研修会やケース検討会を、必要に応じ開催し、相談員同士の情報の共有を図る。

- (4) 各種相談に応じた相談窓口の設置（群馬県ふくし総合相談支援事業との連携）
○なんでも福祉相談員を配置し、福祉に関する総合的な相談窓口の機能強化を図る。

4 福祉団体への支援と協力

- 地域福祉を推進するため、各種福祉団体への育成支援と活動助成金を交付する。

5 支部活動の推進

- 住民の支え合い活動や福祉行事などへの助成金の交付
○白沢及び利根地域における、まちづくり事業の一環による冬季期間の除雪体制整備の推進

6 地域共生社会の実現に向けた活動の調査・研究

- 買い物支援・通院支援等の実施に向けた調査の実施

7 その他の地域福祉事業の実施

- 高齢者慶祝事業の実施（高齢者福祉推進事業）
○高齢者芸能発表会の実施（高齢者福祉推進事業）
○電動車いす利用者交通安全教室の実施（高齢者福祉推進事業）
○社会参加促進事業の実施（障がい者福祉推進事業）
○ふれあい子どもひろばの実施（子育て支援推進事業）
○婚活イベント（沼コン）の実施
○青少年の健全育成に関する各種行事への協力と支援
○子育て支援に関する各種関係行事への協力と支援

《基本目標3 安心して暮らせるまちづくり》

1 災害時・緊急時の支援体制づくり

(1) 要援護者を見守るネットワークの確立

- 「認知症にやさしい地域づくりネットワーク（沼田市受託事業）」などの見守り活動を活用し、地域住民をはじめ関係機関の協力により、支援に繋げていくためのネットワークを強化する。
○見守り事業の周知とネットワークへの加入促進に努める。

(2) 災害ボランティアセンター事業の実施

- 災害発生時に迅速に対応するため、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する。
○災害時の対応を円滑かつ効果的に進めるために平時から沼田市、地域防災組織、社会福祉施設連絡会、民生委員児童委員協議会、TN災害ネット（利根沼田災害ネットワーク）などの地域関係者と協議の場を設け、災害時のそれぞれの役割や連携体制の構築を進める。
○災害ボランティアセンター運営マニュアルを随時見直し、有効的な利用を図る。
○災害ボランティアセンターが設置され、ボランティア活動を行う上で必要な器具備品（物資）の整備を、群馬県社会福祉協議会や沼田市と協力して計画的に進める。

- (3) 災害ボランティア養成講習会の開催
 - 地域の中で活動できる、災害ボランティアの育成を計画的に進め、人材確保に努める。
 - 災害ボランティアとしての資質向上のため、地域住民とともに災害時の避難場所の確認、避難方法、要援護者への対応等を確認するため、地域防災訓練に積極的に参加する。
- (4) 災害ボランティアバスの運行に向けた体制の整備
 - 近県において大規模災害が発生した場合に、必要に応じて被災地に向けたボランティアバスの運行を計画し、市民の積極的なボランティア活動を支援する。

2 自立した生活への地域づくり

- (1) 日常生活自立支援事業の実施（群馬県社会福祉協議会受託事業）
 - 判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方を対象に、住み慣れた地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の支援を行い権利擁護に努める。
 - ①福祉サービスに関する相談・助言、申請手続きの支援
 - ②日常的な金銭管理サービス
 - ③書類や通帳等の預かりサービス
 - 利用者の増加に対応するため、生活支援員の確保に努め、研修会等を開催しサービスの内容や資質の向上に努める。
- (2) 成年後見利用促進事業（沼田市受託事業/令和6年度から新規）
 - 自分の判断に不安を抱えられている方で、権利擁護サービスの利用が適切と思われる方がいた場合に、相談窓口にて相談できるよう、権利擁護や成年後見制度に対する理解促進を図る。
 - 中核機関である「ぬまた成年後見支援センター」を設置し、次の業務を行う。
 - ① 制度の周知及び啓発
 - ② 相談体制の整備
 - ③ 利用促進に向けた環境整備
 - 法人後見事業の実施に向けた作業の円滑な推進を図る。
- (3) 生活困窮者への支援
 - フードバンク事業への協力
 - 生活困窮者への食料支援
- (4) 生活福祉資金貸付事業の実施
 - 低所得者、障がい者、生活困窮世帯等を対象に相談・支援を行い、必要な資金の貸付事務を行うとともに、経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、安定した生活ができるよう支援する。
 - アフターコロナで多様化・複雑化する生活困窮世帯の相談に対応するため、自立相談支援機関や他機関との連携強化や職員の資質向上など、相談体制の強化を図る。
 - 資金貸付けによる当該世帯の自立支援と、適正な償還指導による効果的な運用を図る。

(5) 沼田市地域包括支援センター事業（沼田市受託事業/令和6年度から新規）

○行政、医療機関、サービス提供責任者、ボランティア等と協力し、地域で生活する高齢者の総合的な相談窓口として各種の相談に応じるとともに、次の業務を行う。

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務（高齢者支援ネットワーク・成年後見制度利用支援事業）
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 介護予防マネジメント（第1号介護予防事業）
- ⑤ 指定介護予防支援事業

3 共同募金推進事業の実施

(1) 共同募金配分事業

○群馬県共同募金会からの配分を受け、複雑化する地域の課題解決に向けた新たな取組への活用を図る。

①一般募金地域配分事業（社会福祉協議会配分）

- ア 広報「社協ぬまた」発行事業
- イ 沼田市社会福祉大会事業
- ウ ふれあい・いきいきサロン推進事業
- エ 支部社会福祉協議会活動支援事業
- オ ふれあい子どもひろば事業
- カ 災害ボランティア養成講習会事業
- キ 傾聴ボランティア養成講習会事業
- ク 福祉教育出前講座事業

②地域歳末たすけあい募金配分事業

- ア 在宅対象者見舞金
- イ 施設対象者見舞金
- ウ 地域サービス事業費

(2) 沼田市共同募金委員会業務の運営

○「じぶんの町を良くするしくみ」づくりを目的に、地域から寄せられた募金をより効果的に地域福祉活動の推進に活用できるよう努める。

○社会福祉法人や一般団体等の地域配分申請を受付し、配分審査委員会の審査を経て運営費や備品整備費などの配分決定を行う。

○群馬県共同募金会と連携し、小災害見舞いや義援金受付業務を実施する。

4 介護保険事業所の経営

(1) 居宅介護支援事業所（沼田市社会福祉協議会居宅介護支援事業所）

(2) 訪問介護事業所（沼田市社会福祉協議会訪問介護事業所）

(3) 通所介護事業所（沼田市社会福祉協議会デイサービスしらさわ）

《その他の受託事業》

1 受付業務等の受託

(1) 沼田市保健福祉センター

- (2) 白沢創作館
- (3) 沼田市利根保健福祉センター

2 福祉作業所の受託

- (1) 沼田市福祉作業所
- (2) 沼田市白沢福祉作業所ひまわりの家

3 学童クラブの受託

- (1) さくら学童クラブ
- (2) 沼田東学童クラブ
- (3) 沼田東第2学童クラブ
- (4) しらさわ学童クラブ
- (5) とね学童クラブ

4 その他の受託

- (1) 小口生活資金貸付事業
- (2) 市有墓地無縁仏供養事業
- (3) 沼田市ひとり暮らし高齢者交流会事業
- (4) 在宅介護支援センター事業（白沢中学校区、利根中学校区、多那中学校区）
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (6) ぬまた聖苑焼骨灰供養事業（利根沼田広域市町村圏振興整備組合受託事業）

《その他の事業》

- 1 行旅者援護事業の実施
- 2 被災世帯への援護事業の実施
- 3 音読CDの貸出
- 4 福祉サービス苦情処理第三者委員会の設置